

議案第3号 資料

川崎市子ども夢パーク条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

1 経過

(1) 子ども夢パークは、その基本理念に「子どもの自由な発想で、遊び、学び、つくり続ける施設」とあり、開所以降、その設備・運用のあり方は子ども達の参加のもと、変化を続けている施設である。近年は、利用者数が年間9万人程度、団体利用は700団体を超えている。

(2) 利用者の増加により活動場所が狭隘化していたことから、活動スペースの確保と団体利用等への対応として選択肢を増やし、併せて運営上の安全性・快適性を高めるため、平成30年度に半屋外となっていた屋根裏スペースを屋内化し、パーティションによる分割利用も可能とした多目的ホール1・2として改修整備することとした。改修整備にあたっては、令和元年度に実施設計、令和2年度に改修工事を実施した。

2 規則改正について

(1) 川崎市子ども夢パーク条例 第10条第1項

発表会、研修会、講演会等のために夢パークの施設（委員会が別に定める施設に限る。）の全部又は一部を独占して利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(2) 川崎市子ども夢パーク条例施行規則 第7条

条例第10条第1項に規定する夢パークの施設は、次のとおりとする。

施設名
フリースペース
スタジオA
スタジオB
全天候広場
学習交流スペース
屋外広場
ログハウス

(3) 改修工事を行ったスペースは、諸室として利用が可能であり、他の諸室と同様に発表会の利用を行うなど独占利用を行うことが見込まれる。諸室としての位置づけを明確にし、より一層の利用を促進していくため、「同条例の施行規則」、第7条の表中に、今回改修工事を行ったスペースを「多目的ホール1・2」として追加する。

3 改修工事の概要等

(1) 改修工事前後の写真等

	施工前	施工後
外観		
内観		

(2) 改修工事の概要

- ・ 内容：2階屋根裏スペース（屋根あり、外壁なし）の半屋外空間（約140㎡）に外壁・建具や床・内壁・天井仕上げ、空調・電気設備等を設置し屋内空間とし、多目的ルーム（居室）への改修を行う。
- ・ 工期：令和2年4月～9月末
- ・ 工事監理費：約8,900千円
- ・ 工事費：約55,000千円